

議会改革に関する報告書

平成 31 年 3 月 26 日

宍粟市議会改革特別委員会

目 次

◆ はじめに

◆ 特別委員会の設置・調査活動の状況

- 1 設置年月日
- 2 設置目的
- 3 特別委員
- 4 調査活動の経過概要
- 5 調査、検討事項の体系

◆ 議会基本条例の検証と今後の対応

- 1 基本条例の検証評価（取り組み状況・課題）
- 2 改革への提言（今後の対応）
- 3 市民意見の反映（市民モニター懇談会）

◆ おわりに

はじめに

宍粟市議会では、平成 23 年 4 月 1 日より、地方分権時代にふさわしい、市民に開かれた議会をめざし、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的に、議会運営の基本的な事項を定めた「宍粟市議会基本条例」に則り、今日まで、市民に信頼される議会、市民の負託に応えられる議会の実現を図るため、議会活動及び議員活動に取り組んできました。

その議会基本条例が、施行以来 6 年を経過したことなどを踏まえ、この議会基本条例の検証を通じて、これまでの取り組みをさらに前進させるべく、宍粟市議会委員会条例(条例第 220 号)第 6 条に基づき、平成 29 年 10 月第 77 回臨時会において、議会改革特別委員会を設置し、市議会基本条例の目的が達成されているかどうかを市民モニター意見を聴きながら、調査研究を重ねてきましたので、その成果を報告書としてまとめました。

特別委員会の設置・調査活動の状況

1 設置年月日 平成 29 年 10 月 30 日 設置決議

2 設置目的及び調査研究に関する事件

*設置目的

宍粟市は、人口減少、高齢化を踏まえた新たなまちづくりへと、大きな転換が求められています。

財政の悪化をはじめ、さまざまな課題を抱える中で、市民自治の実現と地域創生を進めていかなければなりません。

このような状況の中、市民から負託された議会の役割は、ますます重要であり、地方公共団体の意思決定機関として、その自立に対応できる議会改革を進めるという議会基本条例の理念のもと、議会として、情報公開や政策立案能力の向上にむけて、今後とも不断の努力を続けなければなりません。

このため、議会基本条例の制定から6年が経過した今日、その検証及び議会における情報公開、市民参加、機能強化などの事務調査研究に関する事項を付議事件として、委員定数8名で構成する議会改革特別委員会を設置することとしました。

3 調査研究に関する事件

(1) 議会基本条例の目的が達成できているかの検証

(2) 議会改革事項（情報公開、市民参加、機能強化など）の調査研究

4 特別委員

委員長	大畑利明	副委員長	津田晃伸
委員	山下由美	委員	今井和夫
委員	浅田雅昭	委員	田中一郎
委員	神吉正男	委員	西本 諭

5 調査活動の経過概要

特別委員会は、平成29年10月30日の設置以降、17回の特別委員会を開催してきました。

まず最初に、議会基本条例の目的及び体系の確認を行い、その後、各条文の内容と今日までの具体的な取組や改革の状況を確認しながら、現状での課題や問題点の整理、そして、今後の取組みへの方向性について、調査研究を実施してきました。

特別委員会の役割と進め方については、特別委員会は、議会改革全般を掌握することとし、全ての項目について進捗管理を行いながら、速やかに実施すべきものについては、改革の方向性を示し、広報広聴常任委員会へ実施にむけた詳細の検討を依頼するとともに、議会運営に関する項目については、議長に改革案の確認を行い、議会運営委員会の確認を求めてきました。

また、特別委員会が調査研究し、今後の対応（案）としてまとめた方向性について、2回の市民懇談会を開催し、市民意見の聴取と反映により、最終報告書のとりまとめを行いました。

開催日	会議等	内 容
平成 29 年 10 月 30 日	第 1 回 特 別 委 員 会	正副委員長の互選について
11 月 16 日	第 2 回 特 別 委 員 会	特別委員会の役割と常任委員会等との関係 議会基本条例の検証、条文体系・関係性の整理 議案の付託案件審査の充実にむけて
11 月 20 日	第 16 回議会運営委員会	特別委員会と常任委員会等との関係確認 基本条例の検証と今後の対応について確認 議案の付託案件審査の充実にむけて（試行実施）
11 月 24 日	第 24 回 全 員 協 議 会	特別委員会と常任委員会等との関係確認 基本条例の検証と今後の対応について確認 議案の付託案件審査の充実にむけて（試行実施）
12 月 20 日	第 3 回 特 別 委 員 会	議会基本条例前文・第 1 条から第 5 条の検証
平成 30 年 1 月 10 日	第 4 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 6 条・第 7 条の検証
2 月 2 日	第 11 回広報広聴常任委員会	議会基本条例のうち広報広聴活動に関する部分の検証 と今後の対応について
2 月 7 日	第 5 回 特 別 委 員 会	広報広聴常任委員会の改革内容の確認 基本条例の検証と今後の対応について（情報共有・住民 参加の分野別の検討）
2 月 16 日	第 6 回 特 別 委 員 会	基本条例の検証と今後の対応について（情報共有・住民 参加の分野別のまとめ）
2 月 26 日	第 7 回 特 別 委 員 会	議会改革特別委員会報告書について協議
3 月 16 日	第 8 回 特 別 委 員 会	議会改革特別委員会報告書の確認 今後の検討スケジュールについて
3 月 20 日	全 議 員 協 議 会	議会改革特別委員会報告（中間報告）

4 月 1 7 日	第 9 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 3 条から第 7 条改革案の実施計画 議会基本条例第 8 条から第 11 条の検証
5 月 7 日	第 1 回 委 員 長 会 議	委員会活動（市民局開催について）ほか
5 月 1 5 日	第 10 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 8 条から第 11 条の検証 代表・一般質問の取扱いについて
6 月 2 2 日	第 11 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 12 条から第 17 条の検証
8 月 8 日	第 12 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 18 条から第 21 条の検証 議会運営申し合わせ事項の検証
8 月 2 9 日	第 13 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 18 条から第 21 条の検証 議会基本条例 条文改正等の検討
1 0 月 4 日	第 14 回 特 別 委 員 会	議会基本条例第 18 条から第 21 条の検証 条文改正等の検討、市民検証委員会について
1 0 月 1 5 日	第 2 回 委 員 長 会 議	議会基本条例の検証と関係部分の確認について
1 1 月 6 日	第 15 回 特 別 委 員 会	議会基本条例の検証のとりまとめ 検証結果に対する市民意見の聴取方法について
1 1 月 2 2 日	全 議 員 協 議 会	議会改革特別委員会報告（第 8 条から第 21 条）
1 2 月 1 9 日	第 16 回 特 別 委 員 会	議会基本条例検証に係る市民懇談会について
平成 31 年 1 月 3 0 日	第 1 回 市 民 懇 談 会	議会基本条例の検証（案）に対する市民意見
2 月 1 5 日	第 2 回 市 民 懇 談 会	議会基本条例の検証（案）に対する市民意見
2 月 2 7 日	第 17 回 特 別 委 員 会	市民懇談会のまとめ及び市民意見の反映について 議会基本条例の検証事項の追加項目について
3 月 2 0 日	全 議 員 協 議 会	議会改革特別委員会報告書の確認

6 検討事項の体系

特別委員会では、議会基本条例の検証を進めるにあたって、次のとおり体系の整理を行い、調査研究と今後の取組への検討を進めてきました。

本委員会では、議会基本条例の目的に掲げる市民に開かれた議会をめざして、市民への情報公開、市民参加による議会の活性化、議会機能の強化など、より一層の議会改革を進めることとし、その調査・検討の結果について、議会運営委員会や広報広聴常任委員会など関係委員会との連携を密にしながら取組みを行ってきました。

目的	基本条例の条文	調査研究・検討事項
議会・議員の役割	第2条（議会の責務） 第3条（議会の活動原則） 第4条（議員の活動原則） 第5条（会派）	○議会が合議制の機関として市民の信託に応える ○公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会をめざす ○執行機関の市政運営を的確に監視する ○市民の意見を市政に反映させる政策立案、提言を行う ○市民の傍聴・参加意欲を高める議会運営に努める ○市民の意見や要望等の把握、市民全体の福祉の向上をめざす ○自己の能力を高めるため、調査研究、政策立案及び政策提言等に努める ○高い倫理観を持ち、議員活動を最優先させる ○議会活動を行うため会派を結成することができる
市民との関係	第6条（市民と議会の関係） 第7条（議会広報）	○市民への情報発信、情報の共有、説明責任を果たす ○市民からの請願、陳情等を政策提案と位置付ける ○市民又は団体との情報及び意見交換に努める ○年1回以上議会報告会を開催し、説明責任を果たすとともに、意見を聴取して議会運営の改善を図る ○市民評価の参考となる情報の提供に努める ○市政情報について、議会広報を通じて周知する ○インターネット等多様な広報手段により、市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努め、市民の意見、要望等を取り上げる。

市長等との関係	第8条(議会及び議員と執行機関の関係) 第9条(市長による政策等の形成過程の説明等) 第10条(予算決算における政策説明資料の作成等) 第11条(地方自治法第96条第2項の議決事件等)	○議会と執行機関は、常に緊張ある関係構築し、市政の執行状況を監視し、評価と政策立案等に取り組 ○執行機関は、議長・委員長の許可を得て反問できる ○執行機関に対して文書質問ができる ○市長が提案する重要政策等の水準を高める ○議会は、審議するにあたり論点、争点を明らかにする ○議会は、政策評価について審議し、公表する ○市長に対し、施策・事業別の説明資料の提出を求める ○総合計画基本構想及び基本計画は、議決を要する ○執行機関の定める重要な計画等に意見を述べる ○議会意見に対しては、理由を付して計画の修正等の有無を文書等にて公表しなければならない
議会運営及び機能強化	第12条(自由討議による合意形成) 第13条(委員会) 第14条(政務活動費) 第15条(議員研修の充実強化) 第16条(議会事務局の体制整備) 第17条(議会図書館)	○議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして合意形成に努める ○常任委員会・特別委員会の専門性と特性を活かした運営に努める ○参考人制度及び公聴会制度を活用する ○委員長は、常に問題意識を持って委員会を運営する ○政策立案・提案等が実行されるよう活動費を交付する ○議員の資質、政策形成・立案能力向上を図るため研修の充実強化に努める ○議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図る ○議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、市民及び職員の利用に供する
議員の責務	第18条(議員政治倫理) 第19条(議員定数及び議員報酬) 第20条(最高規範性)	○政治倫理に関する条例の遵守 ○定数及び報酬について、議員が提案する場合は、市民意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用する ○この条例は、議会に関する最高規範であり、この趣旨に反する条例・規則等を制定してはならない

別紙

議会基本条例の検証と今後の対応

- 1 基本条例の検証評価（取り組み状況・課題）
- 2 改革への提言（今後の対応）
- 3 市民意見の反映（市民モニター懇談会）

おわりに

宍粟市議会基本条例の前文には、「宍粟市議会は、市の最高規範である宍粟市自治基本条例における議会の権限と役割に基づき、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成され、同じく選挙で選ばれた市長とともに、双方が市民の意見を代弁する二元代表制の一翼を担う。」と謳っています。

議会は、市長及び他の執行機関とは異なる機能における責務を果たし、市民福祉の向上と市の発展のために活動するものであり、議会は合議制の機関であることを踏まえ、多様な民意を反映させ、議論を尽くして政策決定し、その結果生じる議決責任について、市民への説明責任を果たさなければなりません。

本特別委員会の約 2 年間の活動期間において、議員各位の協力のもと、多くの改革案を提言することができました。

今後は、これら改革の方向性に基づき、その実施にむけた詳細な検討を進めなければなりません。

議会改革に終着駅はありません。宍粟市議会として、今後も、議会改革の手を緩めることなく、さらに取り組みを進め、市民福祉の向上と市政発展に寄与することをお誓いし、議会改革に関する最終報告といたします。